

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第123号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月2日（土） 12時45分ごろ	
発生場所	神奈川県藤沢市境川 腰越港防波堤灯台から真方位326°850m付近 （概位 北緯35°18.7′ 東経139°29.1′）	
事故等調査の経過	平成21年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート しろがね丸、5トン未満（長さ7.36m） 235-18470神奈川、個人所有 B 漁船 ^{はまよし} 浜吉丸、4.67トン KN3-8511（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A 負傷 1人（船長） B なし	
損傷	A 船首パルピット折損 B 船尾破口	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗船し、境川を北進中、B船は、無人で係留中、平成21年5月2日12時45分ごろ、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。 船長Aが衝突時に顔面を打撲した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、境川を北進中、船長Aが落としたライターを拾うことに注意を奪われ、その間、見張りを行わなかったことから係留中のB船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、衝突時に前のめりになって顔面をぶつけた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、境川において、A船が北進中、B船が係留中、船長Aが落としたライターを拾うことに注意を奪われて見張りを行わなかったため、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。	